

「県連：飲食店事業者のための無料相談室」の開催

県連合会では、飲食店における法律上のトラブルや労働問題等に対処するために、会員の皆様を対象とした無料相談室を開設しています。

令和5年8月の相談室は下記のとおりです。皆様のご利用をお待ちしております。

「県連：飲食店事業者のための無料相談室」〈8月開催の概要〉

- 1 日 時 : 令和5年8月9日(水) 13:00～15:00
- 2 会 場 : 福岡生活衛生食品会館2F (福岡市博多区千代1-2-4)
- 3 相談内容 : 法律相談全般 及び 労働問題に関する相談
- 4 担当弁護士等

〈法律相談〉 岩本・吉田法律事務所 弁護士 吉田 奈津子 氏

〈労働相談〉 社会保険労務士法人サムライズ
社会保険労務士 池田 智之 氏
- 5 利用 者 : (一社)福岡県料飲業生活衛生組合連合会 会員
- 6 利用料金 : 無料です。
但し、相談を継続される場合は、相談者の負担となります。
- 7 利用方法 : 無料相談室を利用される方は、氏名・ご連絡先・所属組合名及び相談の概要を記載の上、事前にFAXでお申込みご連絡下さい。

〈連絡先〉(一社)福岡県料飲業生活衛生組合連合会事務局

TEL 092-641-8111

FAX 092-651-5587